令和２年度「自殺対策強化月間」のお知らせ

令和２年度「自殺対策強化月間」が令和３年３月の１か月間、展開されます。

自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第７条第２項において本月間は位置づけられており、本期間中は、厚生労働省が各関係機関及び関係団体と連携協力を図りながら、相談事業など、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとされています。

昨年７月以降、前年同月比で自殺者が増加し更なる自殺対策への取組みや周知が求められておりますことから、引き続き、本取組みについての格別の御理解をお願いいたします。